

育児休業支援手当金、育児時短勤務手当金が新設されました

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され令和7年4月1日に「育児休業支援手当金」「育児時短勤務手当金」が創設されました。



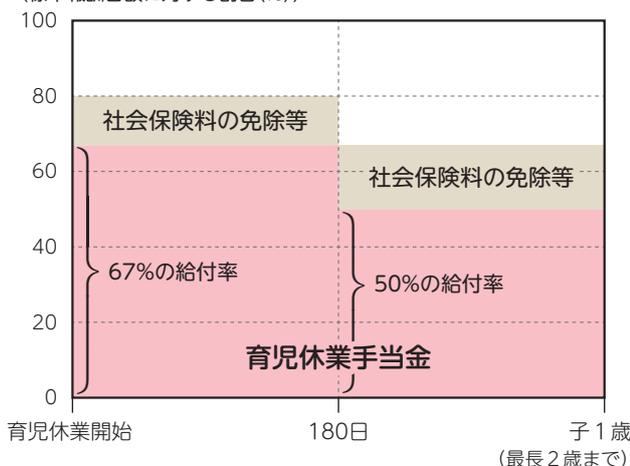
育児休業支援手当金

概要

育児休業等に係る子の出生後(女性は産後休業後)から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が14日以上育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に、標準報酬日額の13%(上限額あり)を支給します。

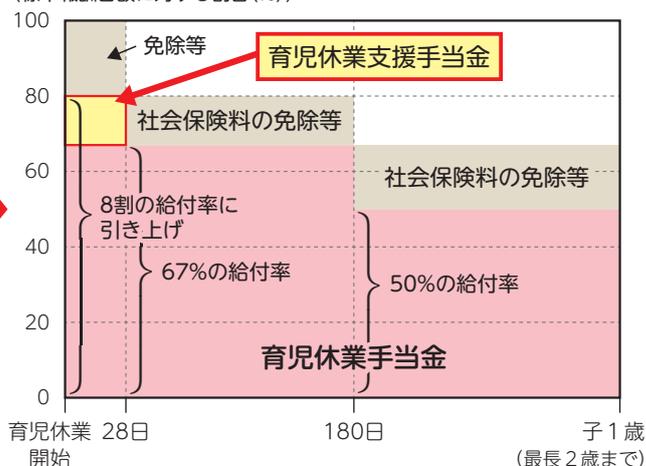
【現行(イメージ)】

(標準報酬日額に対する割合(%))



【改正後(イメージ)】

(標準報酬日額に対する割合(%))

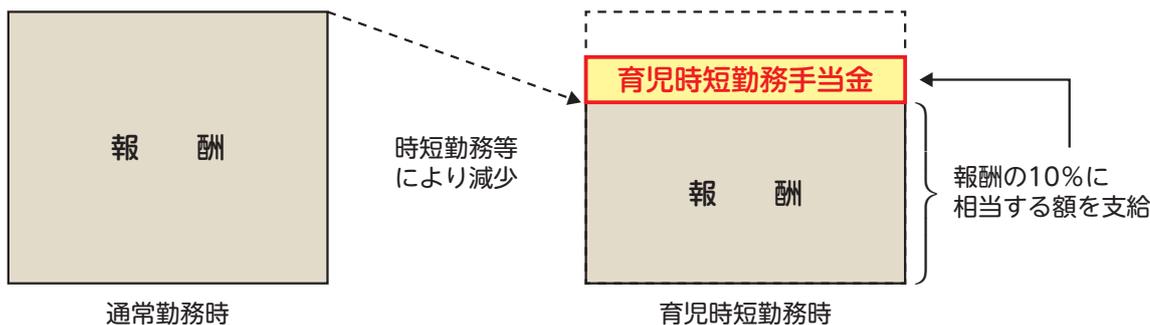


※ 詳細については、各所属所に通知しました令和7年6月11日付け青教職共第118号の公文書をご覧ください。

育児時短勤務手当金

概要

組合員が、2歳未満の子を養育するため育児時短勤務等をしている場合に、減収後の報酬の原則10%を給付します。



※ 詳細については、各所属所に通知しました令和7年6月11日付け青教職共第119号の公文書をご覧ください。

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件が見直されました

育児休業手当金については、1歳(保育園に入所できない等の理由により、1歳6か月に達する日まで支給延長(再延長の場合は2歳まで))に達する日まで支給を受けることができますが、育児休業及び手当金の延長を目的として、保育所等の利用意思がないにもかかわらず、市区町村に入所を申し込むことは制度趣旨に沿わないことから、令和7年4月以降の延長の際は、制度を適正に運用するために、提出書類等で育児休業手当金の支給期間延長に係る要件を確認させていただくことになりました。

※ 詳細については、各所属所に通知しました令和7年4月21日付け青教職共第47号の公文書をご覧ください。